

社会教育関係団体登録の手引き

大崎市教育委員会では、文化芸術・スポーツ・生涯学習等の自主的な活動を行っているグループやサークルなどの団体に対して、その活動を活性化し支援するために「社会教育関係団体の登録制度」を取り入れています。

社会教育関係団体

社会教育関係団体とは、「社会教育に関する活動」を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っている団体で、この制度に基づいて登録した団体のことです。

【社会教育関係団体の活動とは認められない事例】

講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費等を徴収し活動している団体

教室とサークルの違い

- 「教室」とは教える側が主体である。
 - ・先生が声をかけて生徒を集めている団体
 - ・先生が代表を務めたり、または、準備や運営を行ったりしている団体
- 「サークル」とは、学ぼうとする側が主体である。
 - ・仲間同士が集まり設立した団体
 - ・講師を外部から呼ぶか、無報酬にて仲間同士で教え、準備や運営は会員で行っている団体

社会教育に関する活動

個人の「趣味・教養」を充足させるだけでなく、「技術の習得や教養を高める」、「生活を充実させる」、「地域を活性化する」などの目的として文化芸術・スポーツ・生涯学習等のさまざまな活動を自主的に運営して行うことです。

「活動事例」

- 学習活動（講演会、講習会、勉強会等）
- スポーツ活動（野球、サッカー、ダンス等）
- 文化芸術活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画等）
- ボランティア活動（子ども・高齢者等に関わるボランティア、まちづくりのボランティア等）

自主的な運営を行う団体

文化芸術・スポーツ・生涯学習等の活動を行う人たちが自発的に団体をつくり、活動目的・内容・方法・役割分担・予算・会費等を会員全体で話し合い、活動を進めていくことが自主的な運営です。

また、日頃の活動成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営が求められます。

登録することができる団体

登録するには、以下の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施し、その事業成果を広く社会に還元することを目指すものであること。

◆事業成果を広く社会に還元することとは◆

例えば

- ・日頃の団体活動の成果を発表する。
- ・団体で大会、講演会、研修会を企画する。
- ・会員を募集する。 など

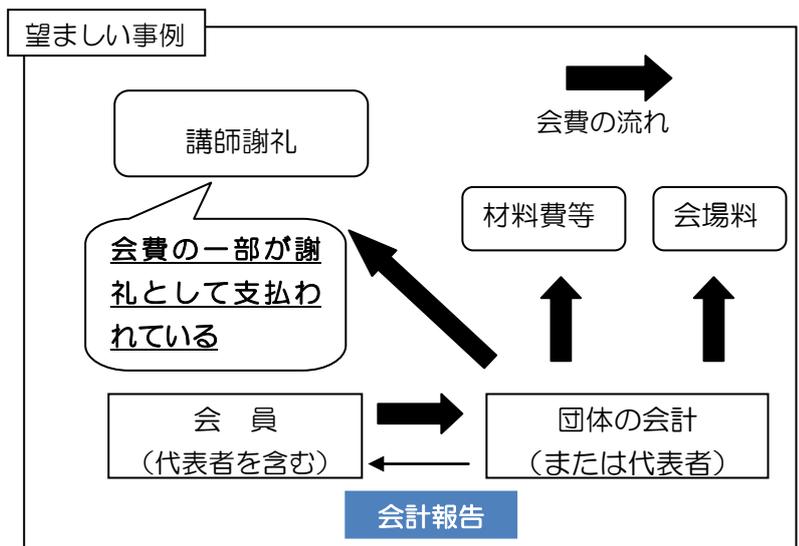
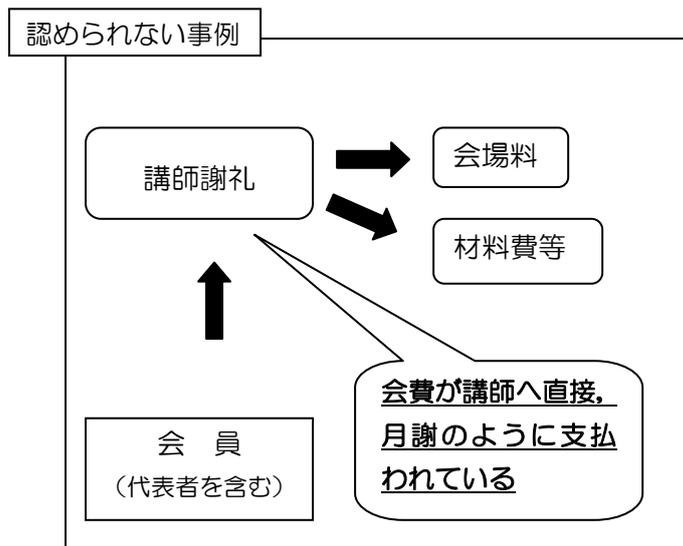
団体内で活動を完結することなく、市民に対して社会教育、生涯学習の機会の提供を行うこととなります。

- (2) 規約又は会則を定め、役員の規定があること。
- (3) 自己財源を有し、団体の運営が確実になされていること。
- (4) 団体の構成員が5名以上で、構成員のうち半数以上が市内に居住、又は通勤若しくは通学し、かつ主たる活動の場所が市内にあること。
- (5) 構成員のすべてが未成年の者である場合、構成員とは別に成人の者を責任者として置いていること。
- (6) 次の行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業またはそれに類する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者の利害に関する行為
 - エ 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関する行為
 - オ その他公序良俗に反する行為
- (7) 市民から広く入会を受け入れることのできる団体。

【認められない事例】

団体支援の公平性を保つために、団体の活動状況が基準を満たしていないことが判明した場合は、「社会教育関係団体」の登録を取り消す場合がありますので、以下の点をご承知おきください。

- 1 会員名簿に、活動に参加していない人の名前を記載している。
 - ・登録するために、名前を借りている、または勝手に使っている。
- 2 市外会員が全体の過半数以上いるために、一部の市外会員の名前を記載していない。
 - ・市内会員の割合を満たすために、会員を除外している。
- 3 講師中心の教室（下図参照）
 - ・営利目的で複数の団体に指導している。
 - ・子ども団体で、保護者が運営に係わらず、講師が中心で塾のような運営をしている。
- 4 会員のための親睦又は交流のみが目的の場合。



登録申請の方法

新規登録または登録の更新を希望する団体は、「社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）」と次に掲げる書類を添えて申請して下さい。

- (1) 規約又は会則
- (2) 予算書及び事業計画書

決算書及び事業報告書（設立したばかりの団体は、総会終了後に提出していただきます。）

※「社会教育に関する活動」を行うのが社会教育関係団体ですので、必ず、事業計画書・事業報告書には社会教育に関する活動を記入して下さい。役員会、理事会、総会、会議や親睦会や交流会のみを目的とした活動を行っただけでは社会教育に関する活動を行っているとはいえません。もし、行っていない場合は登録期間内に実施して下さい。次期登録更新時まで「社会教育に関する活動」を行っていない場合は、次期更新時に登録ができない場合があります。

- (3) 役員名簿及び会員名簿

※会員全員の氏名・住所（大字まででも可）を記入して下さい。また、大崎市外在住で大崎市内に在勤または在学の場合は、事業所または学校名・同所在地の記入が必要です（必須）。

- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

登録申請の受付場所

- 生涯学習課(岩出山庁舎)、中央公民館、各基幹公民館で受け付けます。

登録決定について

- 申請があった団体について、内容を審査し、登録後に『大崎市社会教育関係団体登録決定通知書』を交付します。

登録期間

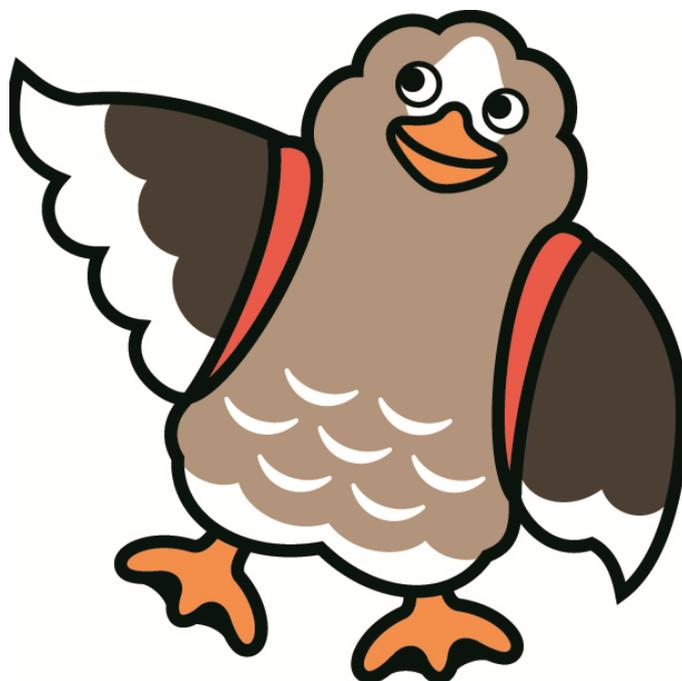
- 大崎市社会教育関係団体としての登録期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間になります。ただし、中間時期に申請された団体については登録決定日から令和3年3月31日までとなります。

登録団体の情報の利用及び提供

- 登録された団体の情報については、大崎市公式ウェブページに掲載します。団体に入会を希望する方や、合同で催しを企画したい方、ボランティアを探している方などに、団体の活動内容や活動日など詳しい情報を知らせることが出来ます。

登録内容の変更・取消について

- 登録内容に変更が生じた場合は、『大崎市社会教育関係団体登録変更届』に記入のうえ、速やかに届出をしてください。
- 団体が解散した場合は、速やかに『大崎市社会教育関係団体解散届』に記入のうえ、速やかに届出をしてください。
- 条例及び規則、虚偽の申請や又貸しなどの違反行為を行った場合は、登録を取り消します。



大崎市教育委員会

[令和元年度～令和2年度版]